

稲美町新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

町行動計画策定の経緯

新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ及び新感染症）は大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されており、これらが発生した場合には国全体の危機管理として対応する必要がある。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が作成、10月に「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」が作成された。

稲美町においても特措法の規定により、政府行動計画及び県行動計画等との整合性を図りながら、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を定める「稲美町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成する。

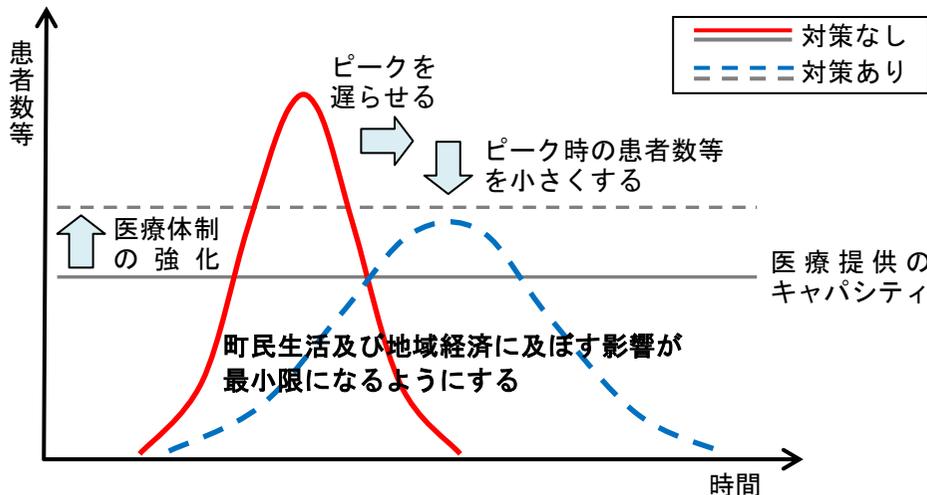
対象となる感染症

- 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
- 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

対策の目的及び基本的な戦略

- 1. 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。**
 - (1) 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の強化・拡充やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
 - (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、地域医療の受け入れキャパシティを超えないようするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 2. 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする。**
 - (1) 行政はもとより、町民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、町民生活や地域経済の安定に寄与する事業者の欠勤者数を減らす。
 - (2) 各事業者の事業継続計画の作成・実施等により、町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜効果の効果 概念図＞



（出展：政府動計画）

新型インフルエンザ等の発生段階

町の状態	県の状態	国の状態
<未発生期> 新型インフルエンザ等が発生していない状態		
<海外発生期> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
<地域未発生期> 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等が発生していない状態	<県内未発生期> 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	<国内発生早期> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
<地域発生早期> 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<県内発生早期> 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<国内感染期> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
<地域感染期> 町内又は二次保健医療圏域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	<県内感染期> 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	
<小康期> 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

主要な対策（主要6項目）

- 1. 実施体制**
 - 町長を本部長とする「町対策本部」の設置
 - 政府対策本部の基本的対処方針や県の対処方針等を踏まえた、対策の決定と実施
- 2. 情報収集・提供**
 - 多様な広報媒体を活用した、新型インフルエンザ等の発生状況や対策等の情報提供
 - 生活相談など多様な相談内容にも対応できる相談窓口の設置
- 3. 予防・まん延防止**
 - 県からの住民に対する不要不急の外出自粛、学校等の休校措置、施設の使用制限等のまん延防止策への協力
- 4. 予防接種**
 - 政府対策本部の基本的対処方針に依り、対策を実施する要員に対する「特定接種」及び町民等に対する「住民接種」の実施
- 5. 医療**
 - 東播磨圏域を単位とした県による医療体制整備への協力
- 6. 町民生活及び地域経済の安定に関する措置**
 - 登録事業者等に対する事業継続計画等策定や十分な事前準備の要請
 - 要援護者への生活支援

各段階ごとの主な対策

発生段階	未発生期	海外発生期 (地域未発生期)	地域発生早期	地域感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えて体制の整備をおこなう。 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の国内及び県内の侵入状況を注視しつつ、町内発生の遅延と早期発見に努める。 町内発生に備えて体制の構築を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内での感染拡大をできる限り抑える。 感染拡大に備えた体制の構築を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害を最小限に抑える。 町民生活及び地域経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
主要 6 項目					
1. 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画の策定 体制の整備及び連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内連絡会設置 対策の決定 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部設置 必要に応じた対策の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じた対策の変更 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部廃止 第二波に備えた警戒体制へ移行
2. 情報収集・提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集と町民への情報提供（小康期まで実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口継続 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の縮小、閉鎖
3. 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 個人における感染対策の周知（小康期まで実施） 		<p style="text-align: center;">病原性等に応じて県が対策レベルを切替える</p> <p>状況に応じて以下の対策を実施</p> <p>【対策レベル1・2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校、保育所等の臨時休業 集客施設、集会・イベント等での感染防止措置の徹底 <p>【対策レベル3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県が実施する社会活動制限要請への協力（不要不急の外出自粛、施設の使用制限、イベントの中止・延期） 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた対策の評価、検討、見直し
4. 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施及び住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 【対策レベル1・2】 特定接種及び住民接種の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民接種の推進
5. 医療	<ul style="list-style-type: none"> 個人防護具等の資材等の備蓄 研修、訓練等の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 【対策レベル3】 在宅療養者への支援 臨時の医療施設設置への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 実施した対策の評価、検討、見直し
6. 町民生活及び地域経済の安定に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> 登録事業者等に対する資材の備蓄や事業継続計画の策定など事前準備の要請 要援護者への生活支援体制準備 	<ul style="list-style-type: none"> 県による関係事業者への事前準備要請への協力 遺体安置施設等確保を準備 	<ul style="list-style-type: none"> 【対策レベル1・2】 職場における感染対策の実施 【対策レベル3】 遺体の円滑な火葬 生活関連物資の価格安定等の措置 指定（地方）公共機関や登録事業者によるライフライン等の安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> 【対策レベル1・2】 職場における感染対策の実施継続 【対策レベル3】 要援護者への生活支援 特例に基づく埋葬・火葬手続 	<ul style="list-style-type: none"> 実施した対策の評価、検討、見直し

※1 点線枠内 . . . 県の決定する発生段階や対策レベルをもとに、町が決定し実施するもの、又は、その名称

※2 下線部分 . . . 緊急事態宣言時の措置